

ハラスメント等防止方針

- 1 ハラスメント行為は人権にかかわる問題であり、人格や尊厳を傷つけ、職場環境の悪化を招く断じて許されない行為です。当法人は、法人内におけるあらゆるハラスメント行為（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントその他これらに類する行為）を発生させず、また、これを許さない風土づくりに取り組み、すべての構成員が互いに尊重し合える、安全で快適な職場環境を確保します。

また、児童・生徒等（園児及び18歳未満の教習生を含む。以下同じ。）に対する性暴力その他その安全、安心及び尊厳を著しく害する行為は、児童・生徒等の健やかな成長及び学習・教育の環境を根本から損なう重大な行為であり、当法人として決して許しません。当法人は、児童対象性暴力等の未然防止及び早期発見に努めるとともに、すべての構成員が児童・生徒等の安全を最優先に行動する組織風土の確立に取り組みます。

このため、すべての構成員は、研修その他必要な教育を通じて、ハラスメントの防止及び児童・生徒等の安全確保に関する知識・理解を深め、適切な対応能力を身に付けるとともに、自身の言動に責任を持って行動してください。

万が一、ハラスメント行為又は児童対象性暴力等その他児童・生徒等の安全を害する行為を行った構成員に対しては、その行為の内容及び程度に応じ、就業規則その他の規程に基づき、懲戒処分等を含め厳正に対処します。

- 2 当法人は、職場内におけるハラスメントのみならず、教育実習生や採用選考における求職者に対するセクシュアルハラスメントの防止措置を徹底します。また、教育・指導・オープンスクール等の場において、18歳未満の児童・生徒等と接する際には、密室化の防止、私的な連絡先の交換や私的なSNS等による連絡を原則禁止とすることなど、児童・生徒等の安全と信頼を守るための適切な行動を徹底します。さらに、職員に対する保護者、生徒、契約相手、その他外部からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）に対しても、組織として毅然とした態度で対応し、職員の安全と心身の健康を守ります。

- 3 当法人は、ハラスメント及び児童・生徒等の安全に関する問題についての解決のために相談窓口を設け、迅速で的確な解決を目指します。この相談窓口は、当法人の構成員だけでなく、求職者や児童・生徒等及びその保護者からの相談にも対応します。相談したこと、申告したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを行いません。また、相談者及び関係者のプライバシーその他の秘密を厳守して対応しますので、安心してご相談ください。

なお、相談窓口に関しては、各学校に設置しており、慶進中学校・高等学校は、中学校教頭、高等学校教頭、事務長としています。

令和8年10月1日改正

学校法人宇部学園 理事長 二木寛夫